

改 正 案	現 行
目次 第一章・第二章（略） 第三章 隊員 第一節～第六節（略） 第八節 退職管理（第六十五条の二―第六十五条の十七） 第九節 懲戒手続（第六十六条―第八十六条） 第十節 勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三） 第四章（略） 附則 （賞状の授与） 第二条 特別賞状は、次の各号のいずれかに該当する防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局若しくは自衛隊の部隊若しくは機関又は防衛装備庁の施設等機関（以下この章中「部隊等」という。）に対して授与する。 一～三（略） 2（略） （表彰の上申） 第三条 防衛大臣は、特別賞詞又は特別賞状の授与に該当する事実があると認めたときは、左に掲げる事項を記載して、その旨を内閣総理大臣に上申するものとする。 一 表彰すべき隊員の所属、職（自衛官以外の者にあつては官職とする。以下本章中同じ。）、階級及び氏名又は表彰すべき部	目次 第一章・第二章（略） 第三章 隊員 第一節～第六節（略） （新設） 第八節 懲戒手続（第六十六条―第八十六条） 第九節 勤続報奨金（第八十六条の二・第八十六条の三） 第四章（略） 附則 （賞状の授与） 第二条 特別賞状は、次の各号のいずれかに該当する防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局又は自衛隊の部隊若しくは機関（以下この章中「部隊等」という。）に対して授与する。 一～三（略） 2（略） （表彰の上申） 第三条 防衛大臣は、特別賞詞又は特別賞状の授与に該当する事実があると認めたときは、左に掲げる事項を記載して、その旨を内閣総理大臣に上申するものとする。 一 表彰すべき隊員の所属、階級（自衛官以外の者にあつては官職とする。以下本章中同じ。）及び氏名又は表彰すべき部

き部隊等の名称並びに部隊等の長の階級及び氏名

二〇五 (略)

2 (略)

(表彰の様式)

第四条 賞詞及び賞状には、左に掲げる事項を記載するものとし、その様式は別表第一に定めるところによる。

一〇五 (略)

六 表彰者の職、階級及び氏名

2・3 (略)

(隊員の昇任)

第二十八条 隊員の昇任は、人事評価等(法第三十一条第三項に規定する人事評価をいい、国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、当該人事評価が行われていない場合にあつては、当該人事評価以外の能力の実証をいう。以下この条、次条第一項、第三十一条の二第一項及び第三十一条の三第一項において同じ。)の結果に基づく選考によつて行う。ただし、次に掲げる場合にあつては、試験によるものとする。

一〇九 (略)

2 (略)

(予備自衛官及び即応予備自衛官の採用)

第三十二条 予備自衛官及び即応予備自衛官の採用は、志願者が自衛官であつたときの人事評価(法第三十一条第三項に規定する人事評価をいう。以下この条において同じ。)の結果又はその他の能力の実証(その者が予備自衛官又は即応予備自衛官であつたときは、当該予備自衛官又は即応予備自衛官であつたときの人事評価の結果又はその他の能力の実証を含む。)に基づ

隊等の名称並びに部隊等の長の階級及び氏名

二〇五 (略)

2 (略)

(表彰の様式)

第四条 賞詞及び賞状には、左に掲げる事項を記載するものとし、その様式は別表第一に定めるところによる。

一〇五 (略)

六 表彰者の官職及び氏名

2・3 (略)

(隊員の昇任)

第二十八条 隊員の昇任は、人事評価等(法第三十一条第二項に規定する人事評価をいい、国際機関又は民間企業に派遣されていたことその他の事情により、当該人事評価が行われていない場合にあつては、当該人事評価以外の能力の実証をいう。以下この条、次条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第一項及び第三十二条において同じ。)の結果に基づく選考によつて行う。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、試験によるものとする。

一〇九 (略)

2 (略)

(予備自衛官及び即応予備自衛官の採用)

第三十二条 予備自衛官及び即応予備自衛官の採用は、志願者が自衛官であつたときの人事評価(法第三十一条第二項に規定する人事評価をいう。以下この条において同じ。)の結果又はその他の能力の実証(その者が予備自衛官又は即応予備自衛官であつたときは、当該予備自衛官又は即応予備自衛官であつたときの人事評価の結果又はその他の能力の実証を含む。)に基づ

く選考による。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、口述試験をあわせて行うことができる。

(兼職)

第六十条 隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、防衛大臣の承認を得て、防衛省以外の国家機関の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下この条及び第六十三条において「行政執行法人」という。）の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができる。

一・二 (略)

三 隊員の防衛省における官職若しくは職と勤務時間が重ならない他の国家機関の職若しくは行政執行法人の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就く場合

四・五 (略)

2 令第五十二条又は前項の規定により、隊員が防衛省以外の国家機関の職若しくは行政執行法人の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くこととなつた場合において、その職の勤務時間のうち当該隊員の防衛省における官職又は職の勤務時間と重ならない部分に対しては、給与を受けることができる。

第六十二条 削除

く選考による。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、口述試験をあわせて行うことができる。

(兼職)

第六十条 隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、防衛大臣の承認を得て、防衛省以外の国家機関の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下この条及び第六十三条において「行政執行法人」という。）の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができる。

一・二 (略)

三 隊員の防衛省における職と勤務時間が重ならない他の国家機関の職若しくは行政執行法人の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就く場合

四・五 (略)

2 令第五十二条又は前項の規定により、隊員が防衛省以外の国家機関の職若しくは行政執行法人の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くこととなつた場合において、その職の勤務時間のうち当該隊員の防衛省における職の勤務時間と重ならない部分に対しては、給与を受けることができる。

(離職後の営利企業体の地位への就職)

第六十二条 法第六十二条第二項に規定する防衛省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 臨時的に任用された隊員

二 条件付採用期間中の隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）

三 学生

四 幹部自衛官の候補者として陸曹長、海曹長又は空曹長に採用された自衛官で防衛大臣の定めるもの

五 陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者として三等陸士若しくは二等陸士、三等海士若しくは二等海士又は三等空士若しくは二等空士に採用された自衛官で三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上に昇任していないもの

2 防衛大臣及び法第六十二条第三項の規定による営利企業体の就職の承認の権限の委任を受けた者（以下この条において「承認権者」という。）は、隊員の営利企業体への就職については、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、当該営利企業体への就職により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合に限り、これを承認することができる。

一 離職前五年間に、防衛省と営利企業体との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある隊員（防衛大臣の定める隊員を除く。）が、当該営利企業体の地位に就くことを承諾し又は就こうとする場合

二 防衛省と承認に係る営利企業体との間の離職前五年間における契約関係が防衛大臣の定める基準に該当する場合

三 隊員が就くことを承諾し又は就こうとする営利企業体の地位の職務内容に、防衛省との契約の折衝等の業務が含まれる場合

3 防衛大臣又は承認権者は、職務と責任に特殊性がある隊員又は任用若しくは離職について特別の事情のある隊員の営利企業体への就職として防衛大臣が定めるものについては、公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合は、前項の規定にかかわらず、これを承認することができる。高度の専門的な知識経験その他の能力を有する隊員の営利企業体への就職についても、営利企業体からの要請に応じ、当該能力を必要とする当該営利企業体の地位に就くことを承諾し又は就こうとする場合において、防衛大臣が公務の公正性の確保に支障が生じないと認めるときは、同様とする。

(承認の権限の委任)

第六十四条 防衛大臣は、第六十条、第六十一条及び前条に規定する承認の権限の一部を、その指定する隊員に委任することができる。

(承認の申請手続)

第六十五条 第六十条、第六十一条及び第六十三条に規定する承認の申請の手続に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

第八節 退職管理

(若年定年等隊員に係る継続的給付として防衛省令で定めるものの)

第六十五条の二 令第八十七条の五第五号及び第八十七条の十九に規定する防衛省令で定める継続的給付は、日本放送協会によ

4 隊員は、営利企業体への就職を承認された場合においても、離職後二年以内において、その営利企業体内の承認を得た地位以外の地位に就くことを承諾し又は就こうとするときは、改めて承認を得なければならない。ただし、新たに就くことを承諾し又は就こうとする営利企業体の地位が既に承認を得た地位とその職務と責任とにおいて同様のものであるときは、この限りでない。

5 防衛大臣は、必要があると認めるときは、承認権者に対し、営利企業体への就職に關する事務の実施状況について報告を求め、及び監査を行うことができる。

6 防衛大臣は、承認権者が行つた営利企業体への就職の承認がこの条の規定に反すると認める場合には、これを取り消すことができる。

(承認の権限の委任)

第六十四条 防衛大臣は、第六十条、第六十一条及び前条に規定する承認の権限の一部を部内の上級の隊員に委任することができる。

(承認の申請手続)

第六十五条 第六十条、第六十一条、第六十二条第二項、第三項及び第四項並びに第六十三条に規定する承認の申請の手続に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(新設)

(新設)

る放送の役務の給付とする。

(若年定年等隊員に係る特に密接な利害関係にある場合)

第六十五条の三 令第八十七条の八第一項第二号及び第三号に規定する防衛省令で定める場合は、法第六十五条の三第二項第五号の承認の申請をした若年定年等隊員が当該申請に係る利害関係企業等(令第八十七条の五に規定する利害関係企業等をいう。以下同じ。)との間で職務として携わる事務が次に掲げる場合とする(令第八十七条の八第一項第一号に該当する場合を除く。)

一 申請をした若年定年等隊員(法第六十五条の三第二項第一号に規定する若年定年等隊員をいう。以下同じ。)が、当該利害関係企業等に対し不利益処分(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第四号に規定する不利益処分をいう。)をしようとする場合

二 令第八十七条の五第六号に規定する司法警察職員である若年定年等隊員が、当該利害関係企業等に対し、職務として行う場合における犯罪の捜査をしている場合

(若年定年等隊員の求職の承認の手続)

第六十五条の四 令第八十七条の九に規定する若年定年等隊員に係る求職の承認の申請は、当該求職の承認を得ようとする若年定年等隊員が在職する次に掲げる機関(以下「在職機関」という。)を経由して行うものとする。

一 防衛省本省の内部部局

二 防衛大学校

三 防衛医科大学校

四 防衛研究所

五 統合幕僚監部(法第二十一条の二に規定する共同の部隊を含む。)

(新設)

(新設)

-
- 六 陸上幕僚監部（陸上幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊の部隊及び機関を含む。）
 - 七 海上幕僚監部（海上幕僚長の監督を受ける海上自衛隊の部隊及び機関を含む。）
 - 八 航空幕僚監部（航空幕僚長の監督を受ける航空自衛隊の部隊及び機関を含む。）
 - 九 情報本部
 - 十 防衛監察本部
 - 十一 各地方防衛局
 - 十二 防衛装備庁
- 2 令第八十七条の九に規定する防衛省令で定める様式は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。
 - 3 令第八十七条の九に規定する防衛省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 承認の申請に係る利害関係企業等の定款又は寄附行為、組織図、事業報告その他の当該利害関係企業等が現に行っている事業の内容を明らかにする資料
 - 二 承認を得ようとする隊員の職務の内容を明らかにする資料
 - 三 承認を得ようとする隊員の職務と当該承認の申請に係る利害関係企業等との利害関係を具体的に明らかにする調書
 - 四 令第八十七条の八第一項第一号に係る承認の申請である場合
合には、承認を得ようとする隊員の行う職務を規律する関係法令の規定及びその運用状況を記載した調書
 - 五 令第八十七条の八第一項第二号に係る承認の申請である場合
合には、承認を得ようとする隊員が、当該承認の申請に係る利害関係企業等又はその子法人の地位に必要とされる高度の専門的な知識経験を有していることを明らかにする調書
 - 六 令第八十七条の八第一項第三号に係る承認の申請である場合
合には、次に掲げる書類
-

イ 利害関係企業等を経営する親族からの要請があつたことを証する文書

ロ 承認を得ようとする隊員と利害関係企業等を経営する親族との続柄を証する文書

七 令第八十七条の八第一項第四号に係る承認の申請である場合には、当該申請に係る利害関係企業等の地位に就く者を募集する文書

八 その他参考となるべき書類

（若年定年等隊員の求職の承認に係る防衛人事審議会からの意見の聴取）

第六十五条の五 法第六十五条の三第三項の規定による防衛人事審議会からの意見の聴取は、同審議会の意見及びその理由を記載した書面の提出を受けることにより行うものとする。

（若年定年等隊員であつた再就職者による依頼等の承認の手続）

第六十五条の六 令第八十七条の二十に規定する再就職者（法第六十五条の四第一項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）であつて離職の際に若年定年等隊員であつた者による依頼等の承認の申請は、当該依頼等の承認を得ようとする若年定年等隊員であつた再就職者が離職時に在職していた在職機関を経由して行うものとする。

2 令第八十七条の二十に規定する防衛省令で定める様式は、別記様式第二とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

（若年定年等隊員であつた再就職者による依頼等の承認に係る防衛人事審議会からの意見の聴取）

第六十五条の七 第六十五条の五の規定は、法第六十五条の四第

（新設）

（新設）

（新設）

六項の規定に基づく防衛人事審議会からの意見の聴取について
準用する。

(防衛大臣への届出の様式等)

第六十五条の八 令第八十七条の二十二に規定する防衛省令で定
める様式は、別記様式第三とする。

2 防衛大臣は、前項の規定による届出書の提出があつた場合は
、遅滞なく、防衛人事審議会に通知しなければならない。

(若年定年等隊員等の違反行為の疑いに係る任命権者等の報告
)

第六十五条の九 任命権者は、若年定年等隊員又は離職の際に若
年定年等隊員であつた者に違反行為(法第五章第五節第一款の
規定に違反する行為をいう。以下同じ。)を行つた疑いがある
と思考するときは、次に掲げる事項を記載した書面により、そ
の旨を防衛人事審議会に報告しなければならない。

一 違反行為を行つた疑いのある若年定年等隊員の氏名、職及
び階級又は違反行為を行つた疑いのある離職の際に若年定年
等隊員であつた者の氏名、離職時の職及び階級、離職日、再
就職先の名称並びに再就職先における地位

二 違反行為の疑いのある行為の内容

三 違反行為の疑いを知るに至つた経緯

四 その他参考となるべき事項

(若年定年等隊員等に対する懲戒その他の処分に係る防衛人事
審議会からの意見の聴取等)

第六十五条の十 第六十五条の五の規定は、法第六十五条の七第
一項の規定により防衛大臣が若年定年等隊員又は離職の際に若
年定年等隊員であつた者の違反行為に関して懲戒その他の処分

(新設)

(新設)

(新設)

を行おうとする場合における防衛人事審議会の意見の聴取について準用する。この場合において、第六十五条の五の規定中「及びその理由を記載した書面」とあるのは、「並びにその理由及び違反行為の事実その他参考となる事項を記載した書面」と読み替えるものとする。

2 第六十五条の五の規定は、法第六十五条の七第二項の規定により防衛人事審議会からの意見について準用する。

（再就職の約束をした場合の届出）

第六十五条の十一 法第六十五条の十一第一項に規定する防衛省令で定める届出は、在職する在職機関を経由して、防衛大臣に届出をしなければならない。

2 法第六十五条の十一第一項の規定による届出をしようとする隊員は、別記様式第四により防衛大臣に届け出るものとする。

3 法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員は、当該届出に係る令第八十七条の二十三第三号及び第五号から第九号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第五により防衛大臣に届け出なければならない。

4 法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員は、当該届出に係る約束が効力を失つたときは、遅滞なく、別記様式第六により防衛大臣に届け出なければならない。

（管理又は監督の地位にある隊員に該当しない隊員）

第六十五条の十二 令第八十七条の二十四第一項第一号に規定する防衛省令で定めるものは、次に掲げるもののうち、防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条の三に定める俸給の特別調整額に係る種別が一種又は二種であるものの以外のものである。

一 防衛省の職員の給与等に関する法律別表第一自衛隊教官俸給表の職務の級二級の隊員

二 一般職の職員の給与に関する法律別表第一イ行政職俸給表

（新設）

（新設）

	(一)の職務の級七級の隊員
三	一般職の職員の特給に関する法律別表第六イ教育職俸給表
	(一)の職務の級四級の隊員
四	一般職の職員の特給に関する法律別表第七研究職俸給表の職務の級五級の隊員
五	一般職の職員の特給に関する法律別表第八イ医療職俸給表
	(一)の職務の級三級の隊員
六	一般職の職員の特給に関する法律別表第八ロ医療職俸給表
	(二)の職務の級七級の隊員
七	一般職の職員の特給に関する法律別表第八ハ医療職俸給表
	(三)の職務の級六級の隊員
八	防衛省の職員の特給等に関する法律別表第二自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐又は一等空佐の(三)欄の適用を受ける自衛官
	(管理職隊員の事前の再就職の届出)
	第六十五条の十三 法第六十五条の十一第一項の規定による届出(次項及び第三項に係るものに限る。)及び法第六十五条の十一第三項の規定による届出は、在職していた在職機関を経由して、防衛大臣に届出をしなければならない。
2	法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員(管理職隊員(法第六十五条の十一第三項に規定する管理職隊員をいう。以下同じ。))であつた者であつて、離職後二年を経過しない者に限る。)は、当該届出に係る令第八十七条の二十三第六号から第九号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、第六十五条の十一第三項の届出書により防衛大臣に届け出なければならない。
3	法第六十五条の十一第一項の規定による届出をした隊員(管理職隊員であつた者であつて、離職後二年を経過しない者に限

(新設)

る。）は、当該届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなつたときは、遅滞なく、第六十五条の十一第四項の届出書により防衛大臣に届け出なければならない。

4 法第六十五条の十一第三項の規定による届出をしようとする隊員は、別記様式第七により届け出るものとする。

5 法第六十五条の十一第三項の規定による届出をした隊員（離職後二年を経過しない者に限る。）は、当該届出に係る令第八十七条の二十六第五号から第八号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第八により防衛大臣に届け出なければならない。

6 法第六十五条の十一第三項の規定による届出をした隊員（離職後二年を経過しない者に限る。）は、当該届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなつたときは、遅滞なく、別記様式第九により防衛大臣に届け出なければならない。

（防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額）

第六十五条の十四 令第八十七条の三十第四号に規定する防衛省令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

（防衛大臣への事後の再就職の届出の手續）

第六十五条の十五 法第六十五条の十一第四項の規定による届出をしようとする管理職隊員は、速やかに、在職していた在職機関を経由して行うものとする。

2 法第六十五条の十一第四項に規定する届出の様式は、別記様式第十とする。

（新設）

（新設）

(防衛大臣による公表)

第六十五條の十六 法第六十五條の十二の規定による公表は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後四月以内に行わなければならない。

2 前項の規定により公表を行う場合における法第六十五條の十二第二号及び第三号の額は、管理職隊員の離職した日の翌日の属する年度から二年を経過する日の属する年度までの各年度における総額とする。

(防衛大臣による就職の援助の実施結果の公表)

第六十五條の十七 法第六十五條の十三に規定する就職の援助の実施結果は、前年度において当該就職の援助を実施した次の各号に掲げる若年定年等隊員の区分に応じ、当該各号に定める事項とし、同条に規定する公表は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後六月以内に行うものとする。

一 法第六十五條の二第二項第一号イ及びハに掲げる若年定年等隊員であつた者のうち、離職の際の階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の階級であつた者にあつては、次のイからトまでに掲げる事項とする。

イ 届出に係る氏名

ロ 離職時の年齢

ハ 離職時の職及び階級

ニ 離職日

ホ 再就職日

ヘ 再就職先の名称

ト 再就職先における地位

二 法第六十五條の二第二項第一号イ及びハに掲げる若年定年等隊員であつた者のうち、離職の際の階級が一等陸尉、一等海尉又は一等空尉以下の階級であつた者にあつては、次のイ

(新設)

(新設)

及びロに掲げる事項とする。

イ 離職時に在職していた在職機関

ロ 再就職先の名称

三 法第六十五条の二第二項第一号ロに掲げる若年定年等隊員にあつては、就職の援助を実施した人数とする。

第九節 懲戒手続

(調査の開始)

第六十九条 (略)

2 前項の規定により調査を委嘱する懲戒権者が防衛大臣若しくはその委任を受けた者又は防衛装備庁長官若しくはその委任を受けた者であつて、当該調査を委嘱しようとする隊員が防衛装備庁又は防衛省本省の職員である隊員である場合には、当該調査の委嘱は、防衛装備庁長官又は防衛大臣を通じて行うものとする。

(勤務の停止等)

第七十二条 懲戒権者は、規律違反の事実を調査し、又は審理するため特に必要があると認める場合には、当該隊員の勤務を停止することができる。この場合において、懲戒権者が防衛大臣又はその委任を受けた者であつて、勤務を停止しようとする当該隊員が防衛装備庁の幹部隊員である場合にあつては通知を、防衛装備庁の職員である自衛官(第七十七条第二項において「防衛装備庁自衛官」という。)である場合にあつては協議をあらかじめ防衛装備庁長官に行うものとする。

2 (略)

(懲戒処分 of 宣告等)

第七十七条 (略)

第八節 懲戒手続

(調査の開始)

第六十九条 (略) (新設)

(勤務の停止等)
第七十二条 懲戒権者は、規律違反の事実を調査し、又は審理するため特に必要があると認める場合には、当該隊員の勤務を停止することができる。

2 (略)

(懲戒処分 of 宣告等)

第七十七条 (略)

利害関係企業等に対する求職承認申請書

平成 年 月 日（第 号）

防衛大臣 殿

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の3第2項第5号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) () 氏 名 ㊟	生年月日 (年齢) 昭・平 年 月 日生 (歳)
在職機関※	所属局課 (職名)
官職又は階級	
俸 給 俸給表 () 号俸	
現在の職務内容	
離職予定日 平成 年 月 日	

※ 申請者が在職する在職機関の名称を記載すること。

2 承認の申請に係る利害関係企業等

☐ 営利企業 ☐ その他の法人	本社所在地	
名 称		
業務内容		
子法人の地位に関する承認申請の場合	☐ 営利企業 ☐ その他の法人	本社所在地
	子法人の名称	
	業務内容	

2 | 懲戒権者は、当該事案の被審理者が防衛装備庁自衛官である
場合であつて、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ
、防衛装備庁長官から、当該決定が防衛装備庁における適切な
人事管理を確保する上で、適切か否かについて聴取するものと
する。

3 | 懲戒権者は、第一項の規定により当該事案につき懲戒処分を行
うべきものと決定したときは、被審理者に懲戒処分宣告書を交
付して懲戒処分の宣告を行わなければならない。

4 | (略)

第十節 勤続報奨金

(新設)

2 | 懲戒権者は、前項の規定により当該事案につき懲戒処分を行
うべきものと決定したときは、被審理者に懲戒処分宣告書を交
付して懲戒処分の宣告を行わなければならない。

3 | (略)

第九節 勤続報奨金

4 自衛隊法施行令第87条の8第1項への該当状況

☐ 第1号			
☐ 第2号	高度の専門的な知識経験の内容		
依頼内容	(ふりがな) ()	依頼を受けた日 平成 年 月 日	
	依頼者の氏名		
	部署名		役職
	連絡先 TEL (- -) FAX (- -)		
	予定される地位の名称及び業務内容		
	必要とされる高度の専門的な知識経験の内容		
☐ 第3号	(ふりがな) ()	続柄	利害関係企業等における役職 親族の氏名
☐ 第4号	公募期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	公募方法	☐ 新聞、雑誌その他の刊行物に掲載 ☐ ホームページに掲載 ☐ その他 ()	
	選考方法	選考委員会等の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明 選考委員会等における社外委員の有無 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明	

3 申請者の職務と利害関係企業等との関係

(1) 共通事項

利害関係の区分（自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第87条の5各号） ☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 ☐ 4号 ☐ 5号 ☐ 6号
利害関係の具体的な内容
申請者の裁量の程度

(2) 特に密接な利害関係の有無[※]

☐ 申請者が、利害関係企業等に対し、不利益処分をしようとしている
☐ 申請者が、利害関係企業等に対し、犯罪の捜査をしている
特に密接な利害関係の具体的な内容
☐ 特に密接な利害関係はない

※ 自衛隊法施行令第87条の8第1項第2号又は第3号に該当すると判断される場合のみ記載すること。

再就職者による依頼等の承認申請書

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の4第5項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。
この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) ()		生年月日 (年齢)	
氏 名 (印)		昭・平 年 月 日生 (歳)	
勤務先営利企業等の名称		役 職	
連絡先 TEL (- -)		FAX (- -)	
勤務先営利企業等の業務内容			

2 離職時及び離職前の状況

離 職 日	平成 年 月 日	離職時の官職又は階級	
離職前5年間(※)の 佐職 状況等	所属・官職又は階級等	在職期間	職務内容
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	

※1 離職時の階級は、退職時に特別昇任した者については昇任前の階級を()で記載すること。

※2 申請者が自衛隊法第65条の4第2項又は第3項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで通って記載すること。

5 その他参考事項

--

在職機関※確認欄

上記3に記載されている内容について、事実と相違がないことを証明する。	
平成 年 月 日	(印)

※ 上記1に記載の在職機関とする。

防衛大臣記入欄

受理番号	
処理結果区分	
☐ 承認 (自衛隊法施行令第87条の8第1項第1号該当)	
☐ 承認 (自衛隊法施行令第87条の8第1項第2号該当)	
☐ 承認 (自衛隊法施行令第87条の8第1項第3号該当)	
☐ 承認 (自衛隊法施行令第87条の8第1項第4号該当)	
☐ 不承認	
☐ 却下 (承認を必要としない)	
承認に際しての附帯条件	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日
処理機関コード	平成 年 月 日

在職機関承認欄	
上記2に記載されている内容について、事実と相違がないことを証明する。	
平成 年 月 日	㊟

※ 申請者が離職時に在職していた在職機関とする。

防衛大臣記入欄	
受理番号	
処理結果区分 ☐ 承認 ☐ 不承認 ☐ 却下（承認を必要としない）	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日
処理機関コード	平成 年 月 日

3 要求又は依頼する事項と勤務先営利企業等との契約等の関係	
防衛省において自らが締結を決定した勤務先営利企業等又はその子法人との契約に関する要求又は依頼 ☐ 該当する ☐ 該当しない	
防衛省において自らが決定した勤務先営利企業等又はその子法人に対する処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号）に関する要求又は依頼 ☐ 該当する ☐ 該当しない	

4 要求又は依頼の対象となる隊員	
氏 名（ふりがな） ()	
在職機関 号	所属局課（職名）
官職又は階級	
職務内容	

※ 申請者が在職する在職機関の名称を記載すること。

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容	
☐ 電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの	
☐ その他隊員の数量の余地が少ない職務に関するもの	
職務の内容及び職務に係る隊員の数量の程度	
☐ 上記の2項目のいずれにも該当しない	

6 要求又は依頼の具体的な内容

7 その他参考事項

別記様式第4（第65条の11第2項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出
(自衛隊法第65条の11第1項関連)

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	(ふりがな) 氏 名	
2	生 年 月 日	年 月 日
3	官 職 又 は 階 級	
4	再就職の約束をした日	年 月 日
5	離 職 予 定 日	年 月 日
6	再 就 職 予 定 日	年 月 日
7	再 就 職 先 の 名 称	
8	再 就 職 先 の 業 務 内 容	
9	再 就 職 先 に お け る 地 位	
10	求 職 の 承 認 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
11	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	☐ 有 ☐ 無

(記載上の注意)
□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。

別記様式第3（第65条の8第1項関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の4第10項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) (氏 名) ㊟	生年月日 (年齢) 昭 ・ 平 年 月 日生 (歳)
在職機関 [㊞]	所属局課 (職名)
官職又は階級	

※ 在職する在職機関の名称を記載すること。

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) (氏 名)	要求又は依頼が行われた日時 平成 年 月 日 時
勤務先営利企業等の名称	役 職
離職時の在職機関 [㊞]	

※ 離職時に在職していた在職機関の名称を記載すること。

3 要求又は依頼の内容

--

防衛大臣記入欄
受理番号

別記様式第6（第65条の11第4項、第65条の13第3項関係）

失効届出
(自衛隊法第65条の11第1項関連)

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

平成 年 月 日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11
第1項の規定による届出に係る
約束の効力が失われました
地位に就くことが見込まれないこととなりました
ので、届け出ます。

(記載上の注意)
自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第65条の11第4項の規定により、在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、同規則第65条の13第3項の規定により、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載すること。

別記様式第5（第65条の11第3項、第65条の13第2項関係）

変更届出
(自衛隊法第65条の11第1項関連)

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

平成 年 月 日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

官 職 又 は 階 級	変 更 前	
	変 更 後	
離 職 予 定 日	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 予 定 日	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 の 名 称	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 の 業 務 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 に お ける 地 位	変 更 前	
	変 更 後	

(記載上の注意)
自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第65条の11第3項の規定により、離職後に当該変更届出を行う者については、「官職又は階級」及び「離職予定日」は、変更届出の対象外となります。

別記様式第 8（第65条の13第 5 項関係）

変更届出
(自衛隊法第65条の11第 3 項関連)

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

平成 年 月 日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第 3 項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

再 就 職 予 定 日	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 の 名 称	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 の 業 務 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 に お け る 地 位	変 更 前	
	変 更 後	

別記様式第 7（第65条の13第 4 項関係）

管理職隊員であった者が再就職しようとする場合の届出
(自衛隊法第65条の11第 3 項関連)

平成 年 月 日

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふ り が な) 氏 名		
2 生 年 月 日	年	月 日
3 離 職 時 の 官 職 又 は 階 級		
4 離 職 日	年	月 日
5 再 就 職 予 定 日	年	月 日
6 再 就 職 先 の 名 称		
7 再 就 職 先 の 業 務 内 容		
8 再 就 職 先 に お け る 地 位		
9 求 職 の 承 認 の 有 無	☐ 有	☐ 無
10 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	☐ 有	☐ 無

- (記載上の注意)
- 1 離職時の階級は、退職時に特別昇任した者にあつては、当該昇任前の階級を（ ）で記載すること。
- 2 □のついた項目は該当する□の中にし点を記入すること。

別記様式第10（第65条の15第2項関係）

別記様式第9（第65条の13第6項関係）

管理職隊員であった者が再就職した場合の届出
(自衛隊法第65条の11第4項関連)

失効届出
(自衛隊法第65条の11第3項関連)

平成 年 月 日

平成 年 月 日 防衛大臣 殿

防衛大臣 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

住 所
氏 名
電 話 番 号

平成 年 月 日付けの自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第3項の規定による届出に係る地位に就くことが見込まれないこととなりましたので、届け出ます。

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名		
2 生 年 月 日	年 月 日	
3 離 職 時 の 官 職 又 は 階 級		
4 離 職 日	年 月 日	
5 再 就 職 日	年 月 日	
6 再 就 職 先 の 名 称		
7 再 就 職 先 の 業 務 内 容		
8 再 就 職 先 に お け る 地 位		
9 求 職 の 承 認 の 有 無	☐ 有	☐ 無
10 防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無	☐ 有	☐ 無

(記載上の注意)

- 1 離職時の階級は、退職時に特別昇任した者にあつては、当該昇任前の階級を（ ）で記載すること。
- 2 □のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。